

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第七号及び第九条第七号中「ヌ」を「ル」に改める。

第三号様式の（裏）及び第四号様式の（裏）中「ヌ」を「ム」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。